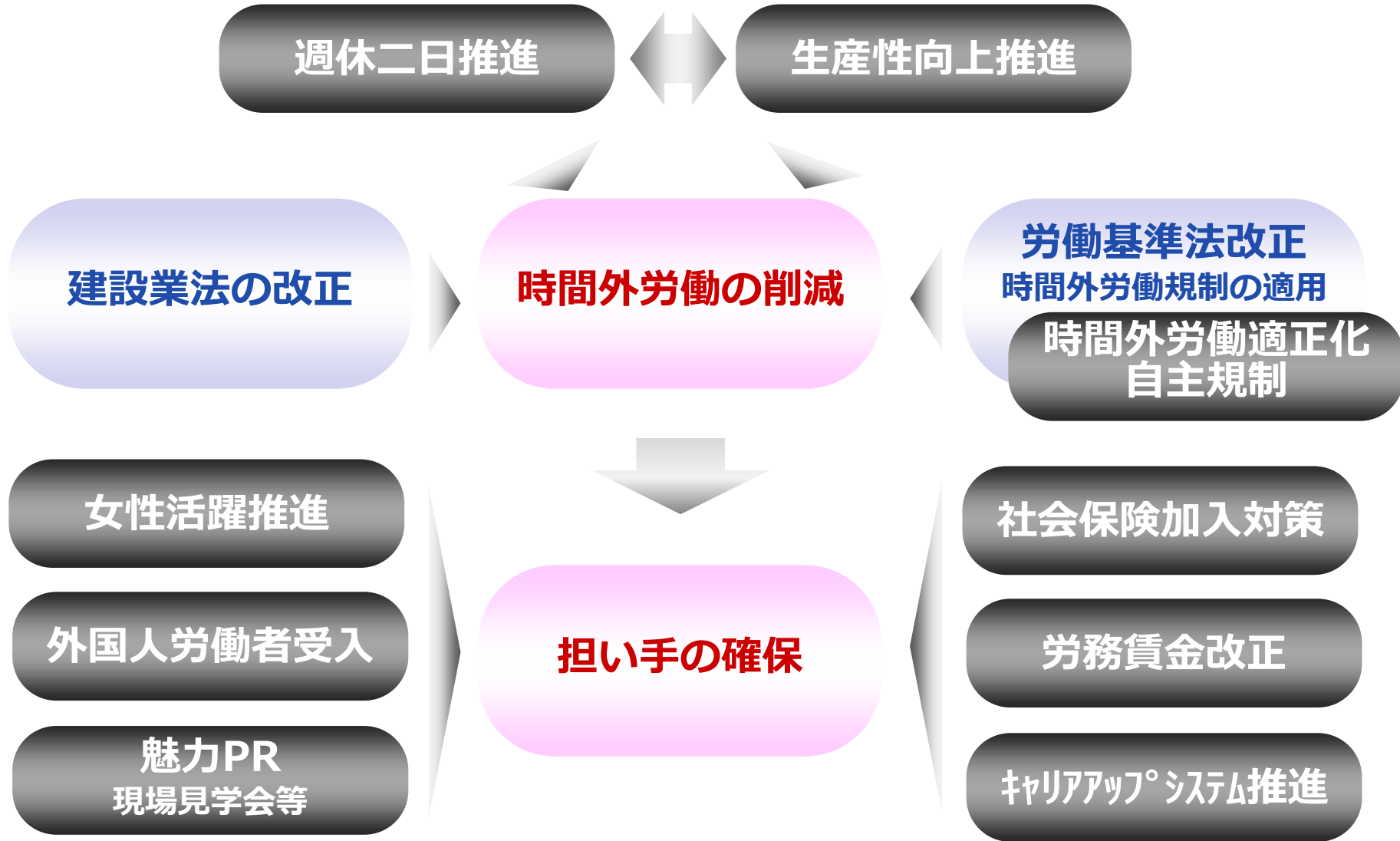




第10次建設雇用改善計画の 策定にあたって

2020年9月28日

- I. 将来の担い手確保に向けた取組み
- II. 建設技能者の処遇改善
- III. 週休二日の推進
- IV. 建設業の働き方改革に向けた政府の取組み
- V. 長時間外労働の適正化に向けた自主規制
- VI. 建設キャリアアップシステムの普及促進
- VII. 新型コロナウイルス感染症対応策
- VIII. 第10次計画に向けて



賃金改善

○建設業の長期ビジョンの目標（2015年4月 日建連）

全産業労働者平均レベル(530万円)となるよう努力。20代で約450万円、40代で約600万円。

○公共工事設計労務単価の引き上げ（2019年3月 国交省）

2013年度から7年連続の上昇。

全国平均 2018年3月比；+4.1%（2012年度比；+48.3%）

○労務費見積もり尊重宣言（2018年9月 日建連）

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

社会保険加入促進

○建設業の長期ビジョンの目標

（2015年4月 日建連）

2017年度までに企業単位で100%

労働者単位で製造業相当(約90%)

○現状（公共事業労務費調査）

企業別：84% → 97% 労働者別：57% → 87%

（3保険加入率を2011年と2018年で比較）

○建設業法の改正（2020年10月1日施行）

- ・建設業許可の基準を見直し社会保険への加入を要件化
- ・中建審が工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

建退共制度の適用促進

○制度の趣旨

数多くの建設現場を移動して働く建設技能者が、働いた日数分の掛け金が通算されて退職金が支払われることで、建設技能者の退職後の生活の安定を図る制度。

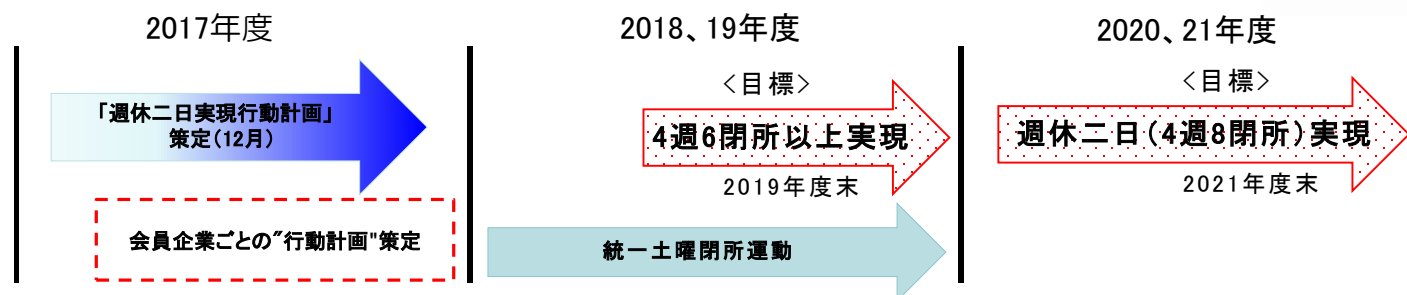
○建設業の長期ビジョンの目標 （2015年4月 日建連）

民間工事を含めた制度の完全実施を目指す。

2017年12月策定

◆ 行動計画の基本フレーム

- ①本行動計画が目指す週休二日は、土曜日及び日曜日の閉所とする。
- ②本行動計画の対象事業所は、本社、支店等や全ての工事現場とする。
- ③本行動計画の計画期間は、2017年度～2021年度の5年間とし、
2019年度末までに4週6閉所以上、
2021年度末までに4週8閉所の実現を目指す。



- ④本行動計画の実施状況について、毎年度フォローアップを行う。

Ⅲ. 週休二日の推進 日建連会員の取組状況

2019年度 フォローアップ調査結果



建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

開催状況

2017年7月	主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置	2018年2月	第3回連絡会議 ガイドライン策定後の動き、各省の取り組み状況報告
8月	第2回連絡会議 「 <u>適正な工期設定等のためのガイドライン</u> 」策定	7月	第4回連絡会議 「 <u>適正な工期設定等のためのガイドライン</u> 」改訂

新・担い手3法（2019年6月成立）

1. 働き方改革の推進

<品確法>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間、天候等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

<建設業法・入契法>

○工期の適正化

- ・**中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告**
- ・**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）**
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

2. 生産性向上への取組み

3. 災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保

IV. 建設業の働き方改革に向けた政府の取組み

工期に関する基準 概要

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

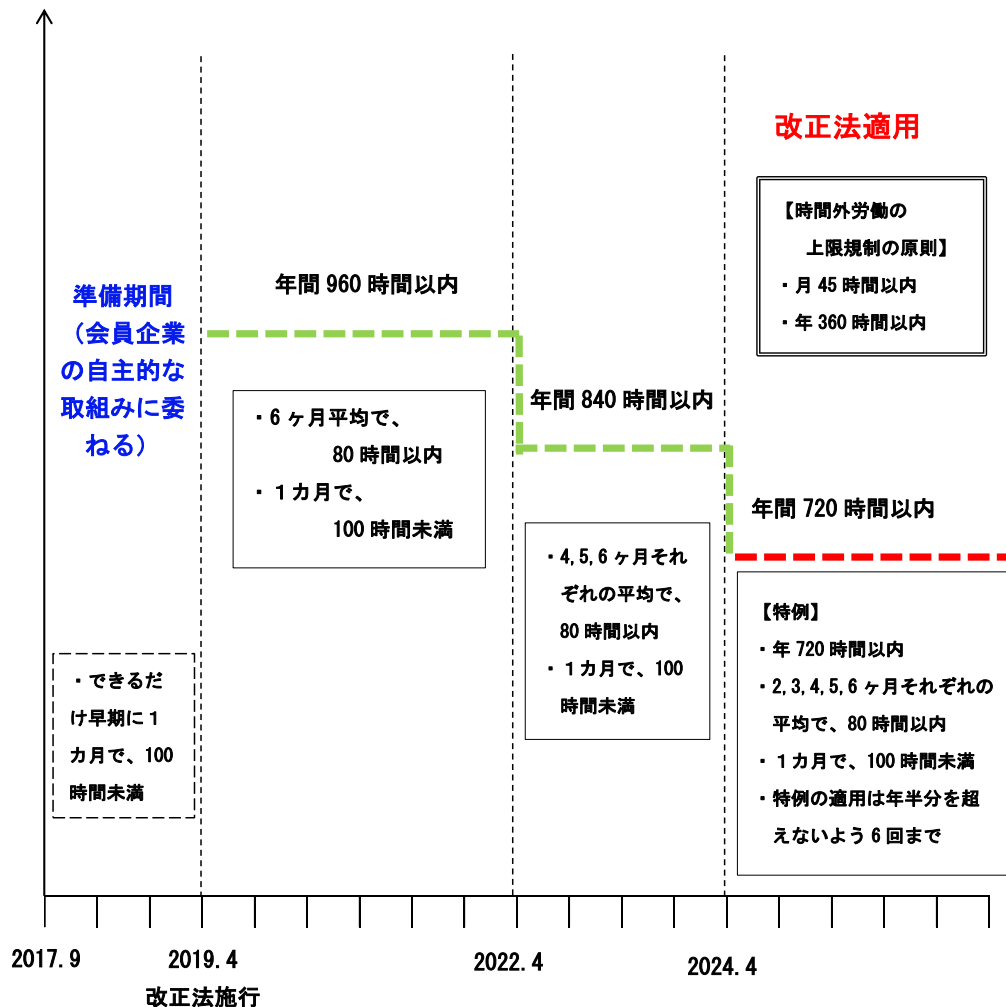
- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

V. 長時間外労働の適正化に向けた自主規制

- 改正労働基準法の施行から5年後に適用される罰則付き時間外労働の上限規制に対し、会員企業が円滑な対応を図るための時間外労働の改善目標を設定。



【会員企業への要請】

- ① 本自主規制に沿って時間外労働の削減に向けた段階的な改善目標を定め、社内体制の整備や社員の意識改革を進める。
- ② 目標の達成度を毎年度確認し、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策を検討し、実施する。
- ③ 本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請する。

【自主規制の対象者】

日建連会員企業が36協定を締結する従業員

※ 海外勤務者や管理監督者は対象外とするが、従業員の健康管理の観点から、本自主規制に準じた取り扱いを期待する。

VI. 建設キャリアアップシステムの普及促進

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）は、**建設産業の構造改革、生産性向上を進める上で不可欠な基幹インフラ**。

日建連は、業界のリーダーとして、国土交通省、建設業振興基金とともに、CCUS普及を強力に推進。

【CCUSの活用により目指す建設業の高度化】

1. 適正な技能者評価

- CCUSにより、技能者の資格や就業履歴（どの現場に、どの職種で、どの立場で、いつ働いたか）を証明、技術と能力に見合った適正な評価と処遇が受けられる環境整備。
- CCUSに蓄積される情報を活用し、能力評価基準を基に技能者をレベル分け（レベルに応じてCCUSカードを色分け）し、キャリアパスを明示。

2. 適正な専門工事業者の評価

- 事業者の施工能力の見える化により、能力レベルの高い技能者を雇用する施工能力の高い専門工事企業が選ばれる環境を整備。

3. 外国人技能者の適正な受け入れ

- CCUSにより、特定技能外国人、外国人技能実習生、外国人建設技能者が、在留資格を有しかつ受入計画、特定活動や職種区分に従って就労させていることを各現場で簡易にチェック。

4. 社会保険加入の徹底

- CCUSを活用して、簡便な方法で社会保険加入を徹底。
- CCUSの活用により、5人未満の個人事業所の従業員や一人親方であっても、特定の企業の従業員としての実態があることが確認された場合には行政庁において社会保険加入を指導。

5. 建退共の普及・効率化（厚労省・建退共の取り組み）

- CCUSの就労データをアプリケーション（就労実績報告書作成ツール）で読み込み、元請に対する請求書類や就労実績報告等を電子的に作成。
- 将来的に、デジタル手続法の成立を前提に、掛け金収納電子申請システムと連携し、証紙貼付に代わり、ペイジー又は口座振替による退職金積立が可能となる。

6. 既存民間システムとの連携による業務の効率化

- 民間システムとAPI連携して、CCUSに蓄積されたデータを活用した施工体制台帳や安全衛生書類などの書類作成、勤務時間管理、給料計算等が可能となる。

想定されるAPI連携の例

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・施工体制、作業員名簿の作成支援 | ・カメラによる勤務状況管理 |
| ・安全・衛生用書類作成支援 | ・賃金管理、勤務時間管理 |
| ・作業員手配支援（配置の一覧性） | ・経営管理（労務費管理、受注支援機能等） |
| ・現場での作業連携・連絡調整 | ・現場の日数等報告書作成 |
| | etc |

7. 働き方改革への対応

- CCUSに蓄積される入退場時刻データにより、改正労働基準法の罰則規定付時間外労働の上限規制の適用(2024年度～)に対応。

(2017年12月決定)

1. 日建連全体の目標

2023年3月までに、会員企業のすべての現場において現場登録を行い、登録した現場に入場するすべての事業者、技能者がCCUSに登録していることを目標とする。

2. 各期間における目標

	前期(1年半) 2018年4月～2019年9月	中期(1年半) 2019年10月～2021年3月	後期(2年) 2021年4月～2023年3月
事業者登録	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の事業者登録は2018年4月以降速やかに実施 ● 各社の協力会社及び登録現場の一次下請会社の事業者登録率90% ● 二次下請以下の会社も含め、登録現場における事業者登録率80%以上 	現場に入場するすべての事業者の登録完了	同左
技能者登録	<ul style="list-style-type: none"> ● 50万人登録 ● 登録現場におけるカード保有率60%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 70万人登録 ● 登録現場におけるカード保有率80%以上 	登録現場においてはカードを保有しない技能者の入場を認めないことを目指す
現場登録	現場登録率(※)60%以上 (※)会員企業全体の売上高に占める登録された現場の売上高の合計の割合	現場登録率80%以上	現場登録率100%

建設業は社会資本の整備・運営を担う国民生活に不可欠な事業であるため、新型コロナウイルス感染症による影響を最小化し、その事業を通じて国民の生活基盤を安定する役割が求められている。

日建連においては、以下の3つの施策により、建設業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。

1. 建設業における継続的な感染予防対策の周知

国土交通省や厚生労働省から発信される情報をもとに、「建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン」を取り纏め、周知する。

2. 建設業特有の雇用形態を視野に入れたセーフティーネットの取り纏め

「下請事業者を守る」「技能労働者の生活を守る」との観点から、さまざまな省庁・団体で実施されているセーフティーネットを、建設業特有の雇用形態に分類し、「新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き」として周知する。

3. 建設業における標準的な対応モデルの構築

新型コロナウイルス感染症下における事業継続（BCP）のモデルを構築し、発信する。（2020年秋予定）

次期計画中に、時間外労働の上限規制の適用（2024年度～）が導入される。

→まずは、**建設業において法令違反のない状態を作り出す**ことが大命題。

改正労働基準法による時間外労働上限

原則 月45時間、年360時間以内

特別条項 一定の条件のもと年720時間以内

上記を実現するためのポイント

1. 適切な労働日数、適切な工期の確保

- 週休2日制の推進
- 工期に関する基準

2. 処遇改善（賃金・退職金・社会保険）

- 建設キャリアアップシステムの普及・促進